

専承第3号

東郷町国民健康保険税条例の一部改正について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、東郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、これについて承認を求める。

令和4年5月24日提出

東郷町長 井 俣 憲 治

専決第4号

東郷町国民健康保険税条例の一部改正について

東郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和4年3月31日専決

東郷町長 井 俣 憲 治

東郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

東郷町国民健康保険税条例（昭和38年東郷町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第23条第1項中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改める。

附則第3項中「同条中」を「同項中」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東郷町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

## 専決処分の概要

### 1 改正理由

地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第133号）の施行に伴い必要があるからである。

### 2 改正内容

(1) 国民健康保険税の課税額の上限を次のように改正すること。

ア 基礎課税額の上限額を63万円から65万円とすること。（第2条第2項及び第23条第1項関係）

イ 後期高齢者支援金等課税額の上限額を19万円から20万円とすること。（第2条第3項及び第23条第1項関係）

(2) その他所要の規定を整備すること。

### 3 施行期日

令和4年4月1日から施行すること。